

告 示

埼玉県告示第八百二十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇〇九―二〇―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市北区植竹町二丁目八十五番

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二百四十五・四四立方メートル

浸透効果量 〇・一六二八立方メートル毎秒